

## 前橋市地域クラブ MBC 活動規約

### 1. 目的

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

### 2. 名称

当クラブは、「前橋市地域クラブ MBC」と称する。

### 3. クラブ員

- (1) 当クラブは、バスケットボール競技を希望する、市内中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。
- (2) 当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名及び捺印による同意書並びに誓約の提出をもって行う。
- (3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。

### 4. 役員

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中からの役員を選任する。

- ・代表者 クラブを代表する責任者 大谷 安代
- ・指導者（監督・コーチ） 志村 亜矢子 宮丸 智和
- ・監事・連絡責任者 大谷 伸二
- ・会計 大竹 春香

### 5. 総会

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年5月・8月に総会を行う。総会では以下の内容について承認・決定する。

- ・代表者、監督、コーチ等の役員を選任及び中学生キャプテン、学年代表の選任・承認
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画及び予算案
- ・その他 審議事項

### 6. 活動場所

当クラブの活動拠点は「みずき中学校体育館」とする。

## 7. 活動日時

- (1) 当クラブの活動は土曜日または日曜日のいずれかの3時間とする。
- (2) 警報発令時は原則行わない。

## 8. 会費

※物品購入や指導者への手当てなど、必要経費から会費の額を算出し、通帳を作成する

- (1) 当クラブの会費は、月謝500円とし、月初めの活動日に会計が徴収する。
- (2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

## 9. 傷害保険

※学校の保険では対応不可。クラブとして「スポーツ安全保険」等に加入する

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに充てる。

## 10. 研修

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力・暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

附則 本規約は、令和7年4月1日より施行する

改訂 令和7年10月1日

改訂 令和8年2月28日